

# 川崎市 ICT 活用工事試行ガイドライン (擁壁工) (標準型)

(趣旨)

## 第1条

本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事(擁壁工)において ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。

(定義)

## 第2条

本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) 該当なし (ICT 建設機械による施工)
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

## 2 ICT 活用工事 (擁壁工) の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。

### (1) 3次元起工測量

起工測量において次に掲げるいずれかの方法により 3次元測量データを取得するために測量を行うことをいう。測量にあたっては、面計測を実施する。

また、擁壁工の関連施工として ICT 土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT 活用工事とする。

- ア 空中写真測量 (無人航空機) を用いた起工測量
- イ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ウ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- オ TS 等光波方式を用いた起工測量
- カ TS (ノンプリズム方式) を用いた起工測量
- キ RTK-GNSS を用いた起工測量

### (2) 3次元設計データ作成

発注図書や 3次元起工測量で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための 3次元設計データを作成することをいう。

3次元設計データ作成は ICT 土工等と合わせて行うが、ICT 擁壁工の施工管理においては、3次元設計データ (TIN) 形式での作成は必須としない。

### (3) ICT 建設機械による施工

擁壁工においては該当なし

### (4) 3次元出来形管理等の施工管理

出来形管理にあたっては、川崎市土木工事施工管理基準 (出来形管理基準及び規格値) に基づき管理を行う。

また、以下ア～エの出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、(5) によって納品するものとする。

### (出来形管理)

次に掲げるいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- ア 空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理
- イ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ウ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- オ TS 等光波方式を用いた出来形管理
- カ TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理
- キ RTK-GNSS を用いた出来形管理

### (出来形管理基準及び規格値)

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚

さ管理は本ガイドラインの対象外とする。

(出来形管理帳票)

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

(5) 3次元データの納品

(1)、(2)、(4)により作成した3次元データを工事完成書類として電子納品することをいう。

(対象工事)

第3条

本ガイドラインに基づき実施するICT活用工事は、「一般土木工事」、「擁壁工事」、及び「維持修繕工事」を原則とし、以下に該当する工事とする。

対象工種 ICT活用工事の対象は、以下の工種とする。

擁壁工

※基礎工(均しコンクリート、砕石基礎等)は含まれません。

(工事発注)

第4条

本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書にICT活用工事の対象工事であることを明示する。

(ICT活用工事実施の推進のための措置)

第5条

発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施(各施工プロセスについて部分的実施は除く)し、完成した場合は、工事成績評定にて2点 $\times$ 0.4=0.8点を加点するものとする。

(ICT活用工事の導入における留意点)

第6条

受注者が円滑にICT活用工事を導入できるよう、ICT活用工事の施工管理、監督、検査にあたっては、原則として、「川崎市土木工事共通仕様書」、「川崎市土木工事施工管理基準」及び国土交通省が定めるICT活用工事に関する技術基準類(「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等)を準用するものとする。ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(工事費の清算)

第7条

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、受注者へ各経費について見積り提出を求め、必要額を適正に積み上げるものとする。見積り徴収は、別紙「ICTの活用に係る見積り書の依頼について」を参考にするものとする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

第2条1(4)のア、イ、ウ、エで面管理を実施した出来形管理の費用は、受注者からの見積り又は補正係数で乗じた額での費用を比較し、安価となる額を計上する。見積書の提出がない場合は費用を計上しないものとする。

また、第2条1(4)のア、イ、ウ、エ以外の面管理を実施した出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

(疑義について)

第8条

本ガイドラインによるICT活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。

附 則

このガイドラインは、令和8年7月1日から施行する。